

2薬第462号

令和2年2月3日

公益社団法人京都府医薬品登録販売者協会会長 様

京都府健康福祉部長
(公印省略)

医療衛生材料の適正な流通について（依頼）

平素は京都府の健康福祉行政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市を中心とする新型コロナウイルス感染症については、政府及び京都府においても対策本部を設置し、令和2年1月30日、世界保健機関によって「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると宣言され、感染拡大防止を徹底しているところです。

一方で、感染拡大防止に必要なマスクや消毒用エタノール等の医療衛生材料については、需要の高まりに伴い、買い占めやインターネット通信販売サイトでの高額な転売等が見受けられます。

つきましては、貴会会員に対し、下記の事項に留意し、医療衛生材料の適正な流通の徹底について周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1、薬局及びドラッグストアにあつては、一度に多量の消毒用エタノール、マスク等を購入する者に対して購入理由を確認するなど、買い占めが行われないよう努めること。
- 2 卸売販売業者にあつては、感染症指定医療機関等新型コロナウイルス感染症の患者の治療を行う機関において医療衛生材料が不足することのないよう配慮すること。